

マインドコントロールとはなにか

西田 公昭 (にしだ・きみあき)
立正大学心理学部教授

マインドコントロール状態に陥ると、高額寄付は当然の義務として応じてしまうばかりか、なるべく多く寄付することが望ましいとさえ考えってしまう——そのメカニズムと被害回復の問題点を探る。

マインドコントロールされるとどうなるか？

マインドコントロール状態とは、自己決定権を放棄して支配者の指示に絶対服従することをする状態である。つまり、それは、支配を企む相手に騙されて、自分の人生観が誤っていると思いきまされ、予期される不幸な人生を回避するためには、支配者の思想や指示に盲従したり、あるいはその意向を忖度したりするしかないと思わされてしまうのである。この状態にある人は、外見上に風変わりな特徴はないが、以前のその人物像とはまるっきり変わってしまった言動や印象になる。また、被害者は自由に考えているように錯覚し、意思が欺瞞^{えま}によって拘束されていることに自覚がない。

よって、靈感商法やマルチ商法の被害にあわせるために用いられやすい。支配者の要求するものは、たいていは金品、労働、性的な奉仕なのだ。なお、支配が完成すると、期待されない行動にはなにも脅されずとも、耐えがたく重い罰が課せられる恐怖におびえる状態になる。そのため本人は、高額寄付などの

指示でも熟慮することはなく、困惑もせずに従うようになるので、法的規制はすり抜けてしまい、トラブル相談は本人からではなく家族から受けたり、とても古い事案であったりすることが多くなると予測される。

マインドコントロール過程における六つの一般手順とは

これには、最初の接触からカウントすると、数カ月から一年以上かけてゆつくりと仕掛けてくるのが通常である。つまり、マインドコントロールは拷問を伴う洗脳とは区別され、強制された感覚を持ちにくい日常的なコミュニケーションによって仕掛けられる。組織の最前線においての活動になる勧誘者自身にも、そんなことを成し遂げようと自認していない。もちろん、仕掛けられた全員がその状態になるとは限らないためあつて、「マインドコントロール」「洗脳」などと呼ぶ現象は組織に迫害的な勢力による虚構論だと思っている。しかし、これらの行為には対象者の自己決定を歪めるものとして、法的に規制をかけるべきとの議論になっている

手口もある。

では、一般手順を説明しよう。まず勧誘者はとても誠実にみえるし、親身になつて相談に応じてくれる(①信頼の構築)。しかし人生観を大きく左右する団体勧誘という接近の本当の目的や活動実態の内容を告げないのだ。それどころか、ダミー団体名を使つて偽装したりすることもある。つまり、被害者は自分が宗教など、自分の大事なもののすべてを捧げることになるほど重大な選択をすることとなる入口に立っていることには気づいていない。勧誘者についても、何か他者や社会のために一生懸命に奉仕している団体に属している親切な人で、自分のことも活動仲間でもないのに誠意で何か応援してくれているのだらうと軽く勘違いしているに過ぎない。

しかし、そんな勧誘者は、「ここのだけの内緒話だ」「誰かに相談せず、自分だけで判断すべきだ」「あなたが信頼していたあの人の正体は実は邪悪であなたを裏切っている」などと言つて批判的な人物を遠ざけようとする(②社会的遮断)。実は、嘘や情報の隠蔽を見抜くのはとても難しい。人の手にした

情報の真偽は、たとえ偏つていても自分の体験を基本にするし、あとは、専門的な知識があつたり、すごい能力があるとみなされる人からの情報を受け入れたりする。あるいは、多くの他者が正しいとする情報や、少数派でも強い信念を抱き繰り返し一貫して主張されている情報を受け入れる心の仕組みがある。つまり、他者の意見を参照することはとても大事になるが、それができない状態に誘導されている。

その上で、まさかの話をはじめ。不安を煽り、その解決に無力な自分に突きつけて恐怖で満たしてくる(⑤無力感と恐怖)。被害者は、心が乱されて依存的な状態になるが、すでに相手以外には頼れない状況なので、それを振り払うことはできず、安心を得るために勧誘者たちの話の続きを聞かざるを得なくなる。

そこで勧誘者は、権威ある情報筋から唯一の解決策が提供されていて、それが彼らの称えるリーダーやその組織に全面的にすることがことだと言われる(④権威の構築)。そして勧誘者も、そうして、実はすでに大勢の仲間がいて成功しつつあるから加わらないかというのだ。その勧誘が、宗教的団体の勧誘ならば、教祖や仲間の美談や超越的な力を聞かされるが、ここで嘘や隠蔽を用いられ、味方でもないし否定的な情報もとぼしくて反論は不可能であり、リーダーは絶対的に超越的な存在として位置づけられる。つまり、超人(カリスマ)や神であるが故に、従うならば良い結果をもたらすというのだ。もちろん、まだ被害者は信じ切っているわけではない。

この時、いくつかの証拠も見せてくるであ

ろうが、これらも実は決定的な矛盾を抱えた幻想だつたりする。被害者が素朴に疑問を持つても、「信じるも信じないもあなたの自由ですが、もし本当だったらどうします?」ここにいる仲間もあなたのように疑問を持つていましたが、今は確信しています」と急に突き放すように、上から目線で自信たっぷりに断言するが、被害者にはそれを反証的に確かめる方法はずではない(⑤幻想の期待)。この段階まで話を聞くと、怖いのでとりあえず受け入れてやってみるしかない。

半信半疑でも指示に従うと、勧誘者はまた優しくなるが、少しずつ次々と、厳しい本当の要求を突きつけてくる。多額な金品を寄付し、仕事、学業や将来の夢を放棄し、大事にしてきた人々と絶縁するように迫ってくる(⑥自己価値の収奪)。相手の要求は厳しいけれども、従わないと何かの災禍に見舞われる不安、勧誘者の好意で特別に差し伸べられた救いの手なのに、それに対して躊躇する罪悪感が襲う中、ついに従ってしまう。すると、大きな自己犠牲を払ってまでこれまで大事にしてきたものを捨ててきたために、もはや後戻りのできない状態になっており、何事も勧誘者の説明どおりだと錯覚をまともに受け入れようと決め込み、組織の活動を正当化する心理になるのである。以上の過程を経ると、被害者はもはや別人のようになって、支配者を崇拜し、依存してしまふのである。

被害救済のための新法はできたが、今後でも改善すべき未解決な問題がある。まず、信者は寄付行為についての思惑を外部に相談することを禁じられているので、自発的に相談してはこないし、相談員が尋ねてもまともに返答しない可能性がある。

また新法では、被害者の合理的判断を妨げないようにするために配慮義務ができたが、その基準は曖昧である。一度、マインドコントロール状態に陥ると、高額寄付の要求でも、被害者は正しく当然の義務として応じようとするので、本人の意思決定に委ねている体であるが、寄付は期待に応じた金額や、なるべく多く出すことが望ましいという結論にしかない思考パターンができあがっている。よって、信者は困惑しないし、勧誘者も寄付を必要不可欠には要求しない。

さらに、法的に相談可能なのは扶養家族とされており、未成年の家族が親の行き過ぎた寄付問題を理解し、親の意志を裏切るような、取り消しなどを求めた相談を持ちかけるとは考えにくい。仮に、あつたとしても、たいていは、大人になってからなので、かなり以前の案件に対応せざるを得ないだろう。

よって現状では、今後も解決困難な相談が続くであろう。それでも被害相談を受ける者としては、まず、配偶者や親などの相談を望む家族は非常に辛い状態にあることが多いので、突き放さないことが大事である。まずは事案を丁寧に聞き取って収集して、勧誘者のどんなマインドコントロール行為を不当とすべきかの検討を深め、法的な規制をかけていくことが大事であろう。

旧統一教会における信者や「宗教2世」からの被害回復の問題